

野田市告示第226号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 7年 11月 4日から 令和 7年 11月 18日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和 7年 11月 4日

野田市長 鈴木 有

整理番号	路線番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	4 3 0 0 8	東部 4 3 0 0 8 号線	鶴奉字宮前148番1地先	
			鶴奉字宮前167番1地先	
2	4 3 0 3 2	東部 4 3 0 3 2 号線	鶴奉字宮前169番1地先	
			鶴奉字宮前160番1地先	